条約

職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第百五十五号）をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月三日

内閣総理大臣　高市　早苗

条約第二号

職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第百五十五号）

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに招集されて、千九百八十一年六月三日にその第六十七回会期として会合し、

前記の会期の議事日程の第六議題である安全及び健康並びに作業環境に関する提案の採択を決定し、

この提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

次の条約（引用に際しては、千九百八十一年の職業上の安全及び健康条約と称することができる。）を千九百八十一年六月二十二日に採択する。

第一部　適用範囲及び定義

第一条

1　この条約は、全ての経済活動部門について適用する。

2　この条約を批准する加盟国は、関係のある代表的な使用者団体及び労働者団体と可能な限り初期の段階において協議した上で、海上運送業、漁業その他の実質的で特殊な問題が生ずる特定の経済活動部門についてこの条約の一部又は全部の適用を除外することができる。

3　この条約を批准する加盟国は、国際労働機関憲章第二十二条の規定に従って提出するこの条約の適用に関する第一回の報告において、2の規定に基づいてこの条約の適用を除外することとした部門を、当該除外の理由を付すとともに、除外された部門の労働者に十分な保護を与えるためにとられる措置についての説明を付して記載し、また、その後の報告において一層広範な適用のための進展を明示する。

第二条

1　この条約は、対象となる経済活動部門の全ての労働者について適用する。

2　この条約を批准する加盟国は、関係のある代表的な使用者団体及び労働者団体と可能な限り初期の段階において協議した上で、特別の困難が存在する限られた種類の労働者についてこの条約の一部又は全部の適用を除外することができる。

3　この条約を批准する加盟国は、国際労働機関憲章第二十二条の規定に従って提出するこの条約の適用に関する第一回の報告において、2の規定に基づいてこの条約の適用を除外することとした限られた種類の労働者を当該除外の理由を付して記載し、また、その後の報告において一層広範な適用のための進展を明示する。

第三条

この条約の適用上、

(a)　「経済活動部門」とは、労働者が雇用されている全ての部門（公務を含む。）をいう。

(b)　「労働者」とは、全ての被用者（公的機関の被用者を含む。）をいう。

(c)　「職場」とは、労働者が作業を理由として所在し、又は行く必要がある場所であって、使用者の直接的又は間接的な管理の下にある全てのものをいう。

(d)　「規則」とは、権限のある機関により法的効力を与えられた全ての規定をいう。

(e)　「健康」とは、作業に関連し、単に疾病又は病弱が存在しないことではなく、健康に影響を及ぼす身体的又は精神的な要素であって作業中の安全及び衛生に直接関連するものも含む。

第二部　国内政策の原則

第四条

1　加盟国は、国内事情及び国内慣行に照らし、かつ、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する一貫した国内政策を定め、実施し、及び定期的に検討する。

2　1の政策は、作業環境においてその存在が不可避な危険の原因を合理的に実行可能な限り最小限にすることにより、作業に起因し、若しくは関連し、又は作業中に生ずる事故及び健康に対する危害を防止することを目的とする。

第五条

前条に規定する政策は、措置に関する主要な分野であって次に掲げるものを考慮しなければならない。ただし、職業上の安全及び健康並びに作業環境に影響を及ぼす場合に限る。

(a)　作業の物的要素（職場、作業環境、器具、機械及び設備、化学的、物理的及び生物学的な物質及び因子並びに作業工程）の設計、試験、選択、代替、取付け、配置、使用及び保守

(b)　作業の物的要素と、作業を遂行し、又は管理する者との関係並びに労働者の身体的及び精神的な能力への機械、設備、作業時間、作業の構成及び作業工程の適合

(c)　十分な水準の安全及び健康の達成に何らかの立場で関与する者に対する、訓練（必要な追加の訓練を含む。）、資格付与及び動機付け

(d)　作業集団及び企業並びにその他全ての適当な段階（国の段階を含む。）における連絡及び協力

(e)　前条に規定する政策に従って労働者及びその代表が適正にとった行為の結果としての懲戒処分からの、当該労働者及びその代表の保護

第六条

第四条に規定する政策を定めるに当たっては、公的機関、使用者、労働者その他の者の責任の補完的な性格並びに国内事情及び国内慣行を考慮して、職業上の安全及び健康並びに作業環境に関するこれらの者のそれぞれの職務及び責任を示さなければならない。

第七条

職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する状況は、主要な問題を特定すること、これらの問題に対処するための効果的な方法及び措置の優先順位を発展させること、並びに結果を評価することを目的として、全般的な又は特定の分野に関し、適当な間隔で検討される。

第三部　国の段階における措置

第八条

加盟国は、法律若しくは規則又は国内事情及び国内慣行に適合するその他の方法により、関係のある代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、第四条の規定を実施するために必要な手段をとる。

第九条

1　職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する法律及び規則の執行は、十分かつ適当な監督制度により確保する。

2　執行の制度は、法律及び規則の違反に対する適切な制裁を定める。

第十条

加盟国は、使用者及び労働者が法的義務に従うことを援助するため、これらの者を指導するための措置をとる。